

農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準の一部改正について（案）

農 林 水 産 省

平成 1 6 年 7 月 2 9 日

1 改正の趣旨

フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の規格を農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の中に規定する一部改正を行うこと等に伴い、農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準（平成 1 4 年 7 月 2 4 日農林水産省告示第 1 3 0 6 号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準において、

- (1) 農産物缶詰又は農産物瓶詰の用語の定義において、農産物にフルーツみつ豆に配合する場合の寒天が含まれるよう規定する。
- (2) フルーツみつ豆缶詰又はフルーツみつ豆瓶詰の用語の定義を新たに規定する。
- (3) 一括表示事項の 1 つとしている「形状」について、米穀、雑穀、麦類、豆類、ぎんなんにあっては記載の必要がないこととする。

等の改正を行う。

改 正 案		現 行																
農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準																		
(趣旨)																		
第1条 農産物缶詰及び農産物瓶詰（トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）第2条に規定する固形トマト及び農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）第2条に規定する農産物漬物に該当しないものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。																		
(定義)																		
第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																		
<table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰</td><td>野菜、果実、その他の農産物（食用林産物を含む。）又はそれらの加工品（さくらんぼにあっては、糖液を浸透させたものを除く。）をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものという。</td></tr><tr><td>たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys pubescens Maze1）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ形状が全形等のものを内容積が9ℓ未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>たけのこ大型缶詰</td><td>農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が9ℓ以上の缶に詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L. に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスパアー等のものを詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea Mays L. に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macro-carpum 亜種を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものという。以下同じ。）を詰めたものをいう。</td></tr><tr><td>あずき缶詰又はあずき瓶詰</td><td>農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wightに属するものという。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。</td></tr></table>			用 語	定 義	農産物缶詰又は農産物瓶詰	野菜、果実、その他の農産物（食用林産物を含む。）又はそれらの加工品（さくらんぼにあっては、糖液を浸透させたものを除く。）をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものという。	たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys pubescens Maze1）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ形状が全形等のものを内容積が9ℓ未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。	たけのこ大型缶詰	農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が9ℓ以上の缶に詰めたものをいう。	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L. に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスパアー等のものを詰めたものをいう。	スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea Mays L. に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。	グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macro-carpum 亜種を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものという。以下同じ。）を詰めたものをいう。	あずき缶詰又はあずき瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wightに属するものという。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。
用 語	定 義																	
農産物缶詰又は農産物瓶詰	野菜、果実、その他の農産物（食用林産物を含む。）又はそれらの加工品（さくらんぼにあっては、糖液を浸透させたものを除く。）をそのまま又は充てん液とともに、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものという。																	
たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、たけのこ（もうそうちく（Phyllostachys pubescens Maze1）の生鮮なたけのこをいう。以下同じ。）で、節間が短く、かつ形状が全形等のものを内容積が9ℓ未満の缶又は瓶に詰めたものをいう。																	
たけのこ大型缶詰	農産物缶詰のうち、たけのこで、形状が全形等のものを内容積が9ℓ以上の缶に詰めたものをいう。																	
アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、アスパラガス（Asparagus officinalis L. に属する品種の生鮮な又は冷凍したどん茎をいう。以下同じ。）で、形状がロングスパアー等のものを詰めたものをいう。																	
スイートコーン缶詰又はスイートコーン瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、スイートコーン（Zea Mays L. に属する品種の生鮮な若しくは冷凍した果粒又はこれらをクリーム状としたものをいう。以下同じ。）を詰めたものをいう。																	
グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、えんどう（Pisum sativum L.（Macro-carpum 亜種を除く。）の生鮮な若しくは冷凍した種実又はその完熟種実を乾燥したものを水で戻したものという。以下同じ。）を詰めたものをいう。																	
あずき缶詰又はあずき瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、小豆（Phaseolus angularis Wightに属するものという。以下同じ。）の完熟種実を乾燥したものを水で戻したものを詰めたものをいう。																	

と

[略]	[略]
[略]	[略]
フルーツみつ豆 又はフルーツみつ豆 瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げるものをいう。 1 3種類以上の果実に赤えんどう及びびさいの目に切った寒天を配合したもの 糖液とともに詰めたもの 2 1にあん、蜜等を添付したもの
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

混合農産物缶詰又は 混合農産物瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、2種類以上の農産物を配合したものを詰めたものをいう。
フルーツカクテル缶 詰又はフルーツカク テル瓶詰	混合農産物缶詰又は混合農産物瓶詰のうち、次に掲げる果実を含む4種類以上の 果実を配合したものを詰めたものをいう。 1 黄もも 2 洋なし 3 パインアップル 4 ぶどう又はさくらんぼ
ホワイト	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、白色若しくは乳白色のどん茎を 詰めたもの又は白色若しくは乳白色のどん茎と頭部が黄緑色、淡緑色、緑色若し くは青色に帯色したどん茎を詰めたものであって、頭部が帯色したどん茎が全個 体数の20%を超えないものをいう。
ホワイト・グリーン チップド	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、ロングスパアー、スパアー又は チップを詰めたものであって、頭部及びこれに続く茎の部分が黄緑色、淡緑色、 緑色若しくは青色に帯色したどん茎に、白色若しくは乳白色のどん茎を加え又は 加えないものであり、各個体の長さの2分の1以上の部分が帯色したどん茎が全 個体数の25%を超えないものをいう。
グリーン	アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち、緑色、淡緑色若しくは黄緑色の どん茎を詰めたもの又は緑色、淡緑色若しくは黄緑色のどん茎と基部からその長 さの2分の1を超えない程度の部分が白色若しくは乳白色のどん茎を詰めたもの であって、基部からその長さの2分の1を超えない程度の部分が白色若しくは乳 白色のどん茎が全個体数の20%を超えないものをいう。
全形	農産物（アスパラガス、マッシュルーム及びなめこを除く。）の皮又は果皮を除 去し、又は除去しない原形又はほぼ原形のものを用いる。ただし、たけのこにあっ ては皮及び根元の硬い部分を除去したものであり、かつ、節間が著しく長くない もの、パインアップルにあっては果皮及び果しんを除去した円筒状の果肉、びわ にあっては果皮及び果核を除去したほぼ原形の果肉を用いる。
つぼみ	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでおり、菌膜がほとんど目立たない ものをいう。
ホール	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して かさの直径を超えない長さに切断したものをいう。
ボタン	マッシュルームで、かさが開いていないものであり、茎を菌膜底部から測定して 5mmを超えない長さに切断したものをいう。
開き	なめこで、かさの周縁が軸部に対し巻き込んでいないもの又はマッシュルームで 、かさが開いているものであり、かさの直径が40mm以下で茎の長さ菌膜底部 から測定してかさの直径以下のものをいう。

	[略]		
	[略]	乱切り	全形を任意の形及び厚さに切断したものをいう。
	[略]	千切り	全形を細かく刻んだものをいう。
	[略]	不定形	全形を不定形に破砕したものをいう。ただし、マッシュルームにあっては、かさ及び茎を不規則に切断したものをいう。
	[略]	薄切り	次に掲げるものをいう。 1 果実以外のものにあつては、全形を厚さ2mm以上8mm以下に切断したもの（マッシュルームのホール又はボタンにあっては、厚さ2mm以上8mm以下に軸に平行に切断したもの） 2 果実（パイナップルを除く。）にあっては、果皮及び果しん又は果核を除き、去したほぼ原形の果肉を6つ以上に薄く切断したもの
	[略]	ランダムスライス	ホール又はボタンを任意の厚さに任意の方向に切断したものをいう。
	[略]	カット	次に掲げるものをいう。 1 アスパラガスにあっては、どん茎を頭部を付け、又は付けないで、長さ2cm以上6cm以下に切断したもの 2 果実以外のもの（アスパラガスを除く。）にあっては全形を一定の長さ又は厚さに切断したもの（筒切り及び千切りを除く。）
	[略]	カット・ヘッド	アスパラガスのどん茎を、長さ2cm以上6cm以下に切断したものであつて、頭部のついたものが全個体数の20%以上（どん茎を長さ3cm以下に切断したものを詰めたものにあつては10%以上）含まれているものをいう。
	[略]	輪切り	パイナップルの全形又はよりんごのほぼ原形の果肉を、果軸に対し直角に、均一な厚さに切断した環状の果肉をいう。
	[略]	くさび形	パイナップルの輪切りをほぼ均一な大きさに切断したくさび状の果肉であつて厚さがおおむね8mm以上13mm以下のものをいう。
	[略]	縦割り	パイナップルの全形を、果軸と同一方向に、果軸を中心に切断した細長い形状の果肉であつて、長さがおおむね6.5mm以上のものをいう。
	[略]	角柱形	パイナップルの厚肉の輪切り（厚さが3.8mm以下のものに限る。）を角柱状に切断したものであつて、縦及び横の長さがおおむね1.2mm以上のものをいう。
	[略]	立方形	果実の果肉をほぼ均一な大きさに切断した立方形状の果肉をいう。ただし、パイナップルにあっては、一边の長さがおおむね1.4mm以下のものをいう。
	[略]	果肉	果実の果皮及び果しん又は果核を除いたものをいう。ただし、かんきつにあっては、果皮、果しん、すじ、じょうのう膜及び種子を除いたものをいう。
	[略]	充てん液	次に掲げるものをいう。 1 果実を詰めたもの (1) 水 (2) 果実の搾汁（濃縮したものを搾汁の状態に戻したものを含む。以下同じ。）

--	--

(一括表示事項)

第3条 米穀、雑穀、麦類、豆類、えのきたけ、くり、ぎんなん及び形状のない農産物以外の1種類の農産物を詰めたるものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が農産物缶詰及び農産物瓶詰の缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、同項各号に掲げるもののほか、形状とする。

- 2
- 【略】
- 3
- 【略】
- 4
- 【略】
- 5
- 【略】
- 6
- 【略】
- 7
- 【略】
- 8
- 【略】

(表示の方法)

第4条 名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない

	(3) (1)及び(2)を混合したもの (4) (1)、(2)又は(3)に砂糖類等を加えたもの
2	果実以外のものを詰めたもの
	(1) 水 (2) (1)に食塩、砂糖、しょうゆ等の調味料を加えたもの (3) バターソースその他の調味液

(一括表示事項)

第3条 グリンピース、あずき、大豆、えのきたけ、くり及び形状のない農産物以外の2種類の農産物を詰めたるものにあつては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）が農産物缶詰及び農産物瓶詰の缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、同項各号に掲げるもののほか、形状とする。

2 たけのこの全形を詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び前項に規定するもののほか、大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から大きさを把握できない場合は、この限りでない。

3 アスパラガスのロングスパイアー、スパイアー及びチップを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、基部の太さとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から基部の太さを把握できない場合は、この限りでない。

4 グリンピース、マッシュルームのホール及びボタン並びになめこを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

5 果実の2つ割りを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、果肉の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果肉の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

6 果実の全形及びかんきつの全果粒のものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、果粒の大きさとする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から果粒の大きさを把握できない場合は、この限りでない。

7 パインアップルの2つ割り及び輪切り並びにりんごの輪切りのものを詰めたものにあつては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、内容個数とする。ただし、製造業者等が製造工程上の技術的理由等から内容個数を把握できない場合は、この限りでない。

8 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあつては、製造業者等がその缶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び第1項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない

い。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 1種類の農産物を詰めたもの

(7) 農産物の名称は、グリーンピース、みかん、焼きりんご、豆腐等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。

(4) 充てん液を加えたものにおいては、(7)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名を果実を詰めたものにおいては別表1、果実以外のものを詰めたものにおいては別表2に掲げる表示の方法により記載すること。ただし、あずきを糖液と煮込んだものを詰めたもの及びくりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものを詰めたものにおいては、この限りでない。

(4) 充てん液を加えていないもの（以下「ドライパック」という。）においては、(7)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載することができる。

(4) (7)の規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにおいては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を記載し、色の区分をしていないものにおいては「アスパラガス・水煮（色混合）」と記載し、グリーンピースのもとし豆にあっては「グリーンピース」の文字の次に括弧を付して「もとし豆」と記載し、あずきを糖液と煮込んだものにおいては「ゆであずき」と記載し、マッシュルーム（ホワイト種のもをを除く。）にあっては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を記載し、もも缶詰又はもも瓶詰にあっては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に記載し、なし缶詰又はなし瓶詰にあっては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に記載し、くりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものにおいては「くり甘露煮」と記載し、アップルソースにあっては「アップルソース」と記載すること。

イ 2種類以上の農産物を詰めたもの

(7) 果実を詰めたもの（フルーツカクテルを除く。）にあっては「2種混合果実」、「3種混合果実」等と、野菜を詰めたものにおいては「2種混合野菜」、「3種混合野菜」等と、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と、フルーツみつ豆にあっては「フルーツみつ豆」と、これら以外のものにあっては「混合農産物」と記載すること。ただし、「きんぴらごぼう」、「五目寿司のもと」、「赤飯」、「フルーツあんみつ」等とその最も一般的な名称をもって記載することができ。

(4) 充てん液を加えたものにおいては、(7)に規定する表示の文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名を、果実のみを詰めたものにおいては別表1、果実のみ以外のものを詰めたものにおいては別表2に掲げる表示の方法により記載すること。ただし、フルーツみつ豆を詰めたものにおいてはこの限りでない。

(4) ドライパックにあっては、(7)に規定する表示の文字の次に「・」を付して「ドライパック」と記載することができる。

(2) [略]

(2) 形状

次に定めるところにより記載すること。

い。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 1種類の農産物を詰めたもの

(7) 充てん液を加えたものにおいては、使用した農産物の名称の次に、「・」を付して充てん液の種類の名を果実を詰めたものにおいては別表1、果実以外のものを詰めたものにおいては別表2に掲げる表示の方法により記載し、充てん液を加えていないもの（以下「ドライパック」という。）にあっては、使用した農産物の名称の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載すること。

ただし、あずきを糖液と煮込んだものを詰めたもの及びくりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものを詰めたものにおいては、この限りでない。

(4) 農産物の名称は、グリーンピース、みかん等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。

(4) (4)の規定にかかわらず、アスパラガスのロングスピアー、スピアー又はチップを詰めたもののうち、色の区分をしているものにおいては「アスパラガス・水煮（ホワイト）」等と色の区分を記載し、色の区分をしていないものにおいては「アスパラガス・水煮（色混合）」と記載し、グリーンピースのもとし豆にあっては「グリーンピース」の文字の次に括弧を付して「もとし豆」と記載し、あずきを糖液と煮込んだものにおいては「ゆであずき」と記載し、マッシュルーム（ホワイト種のもをを除く。）にあっては「マッシュルーム」の文字の次に括弧を付して「クリーム種」又は「ブラウン種」とその品種を記載し、もも缶詰又はもも瓶詰にあっては果実の名称を「白もも」又は「黄もも」の別に記載し、なし缶詰又はなし瓶詰にあっては果実の名称を「洋なし」又は「和なし」の別に記載し、くりを糖液に浸漬した後、さらに糖液と煮込んだものにおいては「くり甘露煮」と記載し、アップルソースにあっては「アップルソース」と記載すること。

イ 2種類以上の農産物を詰めたもの

果実を詰めたものにおいては「2種混合果実」、「3種混合果実」等と、果実以外のものを詰めたものにおいては「2種混合野菜」、「3種混合野菜」等と、果実と果実以外のものを詰めたものにおいては「混合農産物」と、フルーツカクテルにあっては「フルーツカクテル」と記載し、それぞれの文字の次に、「・」を付して充てん液の種類の名を果実を詰めたものにおいては別表1、果実以外のものを詰めたものにおいては別表2に掲げる表示の方法により記載し、ドライパックにあっては、「2種混合果実」等の次に、「・」を付して「ドライパック」と記載すること。

- ア 1 種類の農産物を詰めたものであって、使用した農産物が全形のものにあっては「全形」又は果実名に「丸」の文字を冠して「丸みかん」等と、つぼみのものにあっては「つぼみ」と、ホールのものにあっては「ホール」と、ボタンのものにあっては「ボタン」と、開きのものにあっては「開き」と、全果粒のものにあっては「全果粒」と、身割れのものにあっては「身割れ」と、小片のものにあっては「小片」と、じょうのう片のものにあっては「じょうのう片」と、ホールカーネルのものにあっては「ホールカーネル」と、クリームスタイルのものにあっては「クリームスタイル」と、ロングスピアーのものにあっては「ロング」と、スピアーのものにあっては「スピアー」と、チップのものにあっては「チップ」と、筒切りのものにあっては「筒切り」と、傷のものにあっては「傷」と、先のものにあっては「先」と、切のものにあっては「切」と、筒のものにあっては「筒」と、2つ割りのものにあっては「2つ割り」と、4つ割りのものにあっては「4つ割り」と、乱切りのものにあっては「乱切り」と、千切りのものにあっては「千切り」と、不定形のものにあっては「不定形」と、薄切りのものにあっては「薄切り」と、ランダムスライスにあっては「ランダムスライス」と、カットのものにあっては「カット」と、カット・ヘッドのものにあっては「カット・ヘッド」と、輪切りのものにあっては「輪切り」と、くさび形のものにあっては「くさび形」と、縦割りのものにあっては「縦割り」と、角柱形のものにあっては「角柱形」と、立方形のものにあっては「立方形」と、その他のものにあってはその形状を最もよく表す用語を記載すること。ただし、たけのこの全形を縦に2つに切断したものにあっては「2つ割り」に代えて「割」と、ホール又はボタンをほぼ4等分したものにあっては「4つ割り」に代えて「クォーター」と、マッシュルームのかさ及び茎を不規則に切断したものにあっては「不定形」に代えて「ピース・ステムス」と、マッシュルームのホール又はボタンを厚さ2mm以上8mm以下に軸に平行に切断したものにあっては「薄切り」に代えて「スライス」と記載することができる。
- イ アスパラガスの表皮を除いたものにあっては、アの規定にかかわらず、「ロング」、「スピアー」又は「チップ」等の形状を示す文字の次に、括弧を付して、「皮むき」と記載すること。
- ウ こう付きのさくらんぼにあっては「全形こう付」又は「全形枝付」と、皮付きのあんずにあっては「全形」又は「丸あんず」の文字の次に括弧を付して「皮付」と記載すること。
- (3) 大きさ
- 全形のたけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰にあっては、全形の大きさを、別表3に掲げる区分による大きさを表す記号又はその略号により記載し、かつ、大きさの略号を表示する場合にあっては、その略号が大、中、小若しくは特小である旨又はその略号が示す内容個数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。
- (4) 基部の太さ
- ロングスピアー、スピアー又はチップのアスパラガスを詰めたものにあっては、基部の太さを、別表4に掲げる区分による基部の太さを表す記号又はその略号により記載し、かつ、基部の太さの略号を表示する場合には、その略号が特大、大、中若しくは小である旨又はその略号が示す基部の直径を記載すること。ただし、基部の太さをそろえていないものにあっては、「混合」と記載すること。
- (5) 粒の大きさ
- グリーンピース、ホール若しくはボタンのマッシュルーム又はなめこを詰めたものにあっては、それぞれの粒の大きさを、別表5、別表6又は別表7に掲げる区分による粒の大きさを表す記号又はその略号により記載し、かつ、粒の大きさを表示する場合にあっては、その略号が特大、大、中、小、特小若しくは極小である旨又はその略号が示す粒径、ふるい目の大きさ若しくはかさの直径を記載すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

- と。ただし、粒の大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。
- (6) 果肉の大きさ
- 次に定めるところにより記載すること。
- ア 2つ割りの形状のもの、洋なし又は和なしを詰めたものにあつては、果肉の大きさを、果肉数又は別表8に掲げる区分による果肉の大きさを表わす記号若しくはその略号により記載し、かつ、果肉の大きさを表示する場合には、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。
- イ かんきつ、もも、洋なし、和なし及びパイナップル以外の2つ割りの形状のものを詰めたものにあつては、果肉の大きさを、果肉数又は果肉の大きさを表す記号（大、中又は小の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により記載し、かつ、果肉の大きさを表示する場合には、その略号が大、中若しくは小である旨又はその略号が示す果肉数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。
- (7) 果粒の大きさ
- 次に定めるところにより記載すること。
- ア 全果粒のみかんを詰めたものにあつては、果粒の大きさを、果粒数又は別表9に掲げる区分による果粒の大きさを表す記号若しくはその略号により記載し、かつ、果粒の大きさを表示する場合には、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。
- イ パインアップル以外の全形及び全果粒のかんきつ（みかんを除く。）を詰めたものにあつては、果粒の大きさを、果粒数又は果粒の大きさを表す記号（大粒、中粒又は小粒の別）若しくはその略号（L、M又はSの別）により記載し、かつ、果粒の大きさを表示する場合には、その略号が大粒、中粒若しくは小粒である旨又はその略号が示す果粒数を記載すること。ただし、大きさをそろえていないものにあつては、「混合」と記載すること。
- (8) 内容個数
- 「〇個」、「〇枚」等と記載すること。
- (9) 原材料名
- 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。
- ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。
- (7) 1種類の農産物を詰めたものにあつては使用した農産物の名称を「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、2種類以上の農産物を詰めたものにあつては「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、うんしゅうみかんにあつては、「うんしゅうみかん」と記載することができる。
- (1) 充てん液の原材料にあつては、充てん液に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところ

- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) 原材料名
- 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。
- ア 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。
- (7) 「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにやく」、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、うんしゅうみかんにあつては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあつては「香辛料」と記載することができる。
- (1) 使用した農産物が2種類以上の場合には、(7)の本文の規定にかかわらず、「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。
- [附る。]

〔削る。〕

(ロ) 使用した果汁が２種類以上の場合にあっては、(ウ)の本文の規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(ウ) 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、(ウ)の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と記載すること。

(エ) 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(オ) 使用した砂糖類が２種類以上の場合は、(エ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(イ) 食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）第２１条第１項第１号ホ及び第２号、第１１項並びに第１２項の規定に従い記載すること。

(ロ) 〔略〕

２ 〔略〕

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第５条 〔略〕

(イ) 〔略〕

ろにより記載すること。

a 砂糖類以外のものにあつては、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、シナモン等の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 使用した果汁が２種類以上の場合にあっては、aの規定にかかわらず、「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん、ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

c 果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、aの規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して、「濃縮還元」と記載すること。

d 砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

e 使用した砂糖類が２種類以上の場合は、dの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

f 食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により記載すること。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号）第５条第１項第１号ホ及び第２号、第１１項並びに第１２項の規定に従い記載すること。

(ロ) 使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。

２ 加工食品品質表示基準第３条及び前条に規定する事項（次条において「一括表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第４条第２項の規定によるほか、名称、形状、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数、原材料名、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、大きさ、基部の太さ、粒の大きさ、果肉の大きさ、果粒の大きさ、内容個数又は使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(その他の表示事項及びその表示の

第５条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

(イ) アスパラガス缶詰又はアスパラガス瓶詰のうち冷凍したアスパラガスを使用したものにあつては「冷

- 52

(2) [略]

(3) パインアップル缶詰にあっては、形状を表す写真、絵又は図柄を表示すること。

(4) [略]

(表示禁止事項)
第6条 [略]

別表1 (第4条関係)

充てん液の種類		充てん液の種類を表示の方法
1 [略]	[略]	
2 [略]	[略]	
3 [略]	[略]	
4 [略]	[略]	

- 凍原料使用」と、グリーンピース缶詰又はグリーンピース瓶詰のうちもどし豆を使用したものにあっては「もどし豆」と、マッシュルーム缶詰又はマッシュルーム瓶詰のうち塩蔵したマッシュルームを水で戻して使用したものにあっては「もどし原料使用」と、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、日本工業規格Z8305(1962) (以下「JISZ8305」という。)に規定する20ポイント(缶又は瓶の胴の面積が250㎢未満のものに表示する場合にあっては、14ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。
- (2) えのきたけ缶詰又はえのきたけ瓶詰にあっては、固形分を実固形分を上回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、「固形分」及び「%」の文字はJISZ8305に規定する9ポイントの活字以上、固形分を表示する数字は14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。
- (3) パインアップル缶詰にあっては、形状を表わす写真、絵又は図柄を表示すること。
- (4) パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰のうち冷凍した果肉を使用したものにあっては、「冷凍原料使用」の用語を、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの3分の2以上の高さであって、かつ、JISZ8305に規定する20ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で記載すること。
- (表示禁止事項)
第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。
- (1) 「天然」、「自然」の用語
- (2) 「純正」その他純粋であることを示す用語
- (3) 第3条の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語

別表1 (第4条関係)

充てん液の種類		充てん液の種類を表示の方法
1 水(水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。)のもの		「水づけ」と記載すること。
2 果実の搾汁のみのもの		「果汁づけ」と記載すること。
3 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるもの		「果汁づけ(水入り)」と記載すること。
4 水(水に果実の搾汁を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量以下のものを含む。)に砂糖類を加えたもの		
(1) 可溶性固形分が10%以上14%未満の場合		「シラップづけ(エキストラライト)」と記載すること。
(2) 可溶性固形分が14%以上18%未満の場合		「シラップづけ(ライト)」と記載すること。

5

5	[略]	[略]
6	[略]	[略]
7	1 から 6 まで以外の充てん液	充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の名称を記載すること。

場合	場合	「シラップづけ（ヘビー）」と記載すること。
(3) 可溶性固形分が 18%以上 22%未満の場合		
(4) 可溶性固形分が 22%以上の場合		「シラップづけ（エキストラヘビー）」と記載すること。
5 果実の搾汁に砂糖類を加えたもの		
(1) 可溶性固形分が 10%以上 14%未満の場合		「果汁づけ（加糖・エキストラライト）」と記載すること。
(2) 可溶性固形分が 14%以上 18%未満の場合		「果汁づけ（加糖・ライト）」と記載すること。
(3) 可溶性固形分が 18%以上 22%未満の場合		「果汁づけ（加糖・ヘビー）」と記載すること。
(4) 可溶性固形分が 22%以上の場合		「果汁づけ（加糖・エキストラヘビー）」と記載すること。
6 果実の搾汁に水を加えたもので、果実の搾汁の容量が水の容量を超えるものに砂糖類を加えたもの		
(1) 可溶性固形分が 10%以上 14%未満の場合		「シラップづけ（エキストラライト）（果汁入り）」と記載すること。
(2) 可溶性固形分が 14%以上 18%未満の場合		「シラップづけ（ライト）（果汁入り）」と記載すること。
(3) 可溶性固形分が 18%以上 22%未満の場合		「シラップづけ（ヘビー）（果汁入り）」と記載すること。
(4) 可溶性固形分が 22%以上の場合		「シラップづけ（エキストラヘビー）（果汁入り）」と記載すること。

別表 2（第 4 条関係）

充てん液の種類		充てん液の種類を表示の方法
1	水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの（製品特性上「水煮」と記載することが適当でない程度に砂糖類等を加えたものを除く。）	「水煮」と記載すること。ただし、豆類、スイートコーン、アスパラガス、マッシュルーム及びびなめこの水煮を詰めたものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる。
2	[略]	[略]
3	[略]	[略]

別表 2（第 4 条関係）

充てん液の種類		充てん液の種類を表示の方法
1	水又は水に食塩、砂糖類等（しょうゆを除く。）を加えたもの	「水煮」と記載すること。ただし、 <u>グリーンピース</u> 、 <u>大豆</u> 、 <u>スイートコーン</u> 、 <u>アスパラガス</u> 、 <u>マッシュルーム</u> 及びびなめこの水煮を詰めたものにあつては、「水煮」の用語を省略することができる。
2	水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料を加えたもの	「味付」と記載すること。
3	バターソース、クリームソース等の調味液	「調味液づけ」と記載すること。ただし、「バターソースづけ」、「クリームソースづけ」等と記載することができる。

4 1 から 3 まで以外 の 充てん液

充てん液の内容を表す最も一般的な充てん液の種類の
名称を記載すること。

別表 3 (第 4 条関係)
[略]

記号及び その略号	大 き さ			特小 (T)
	大 (L)	中 (M)	小 (S)	
容器による区分				
1 号缶	4 個又は 5 個	6 個以上 1 0 個以下	1 1 個以上 1 5 個以下	1 6 個以上
2 号缶	4 個又は 5 個	6 個以上 1 0 個以下	1 1 個以上 1 5 個以下	1 6 個以上
3 号缶	4 個又は 5 個	6 個以上 1 0 個以下	1 1 個以上 1 5 個以下	1 6 個以上
4 号缶	—	4 個又は 5 個	6 個以上	—
5 号缶	—	4 個又は 5 個	6 個以上	—
7 号缶	—	4 個又は 5 個	6 個以上	—
その他の缶型のもの 及び瓶詰のもの	上記の缶の個数をもとにその水容積比により換算した個数とする。			

別表 4 (第 4 条関係)
[略]

基 部 の 太 さ		基部の太さを表す記号及びその略号
皮付き (基部の直径)	皮むき (基部の直径)	
2 0 mm 以上	1 8 mm 以上	特 大 (E)
1 5 mm 以上 2 0 mm 未満	1 3 mm 以上 1 8 mm 未満	大 (L)
1 0 mm 以上 1 5 mm 未満	8 mm 以上 1 3 mm 未満	中 (M)
1 0 mm 未満	8 mm 未満	小 (S)

別表 5 (第 4 条関係)
[略]

粒 の 大 き さ (粒 径)	粒の大きさを表す記号及びその略号
9 mm 以上	大 (L)
7 mm 以上 9 mm 未満	中 (M)
7 mm 未満	小 (S)

別表 6 (第 4 条関係)
[略]

粒 の 大 き さ	粒の大きさを表す記号及びその略号
3 5 . 0 mm ふるい上	特 大 (G)
3 5 . 0 mm ふるい下 2 7 . 5 mm ふるい上	大 (L)
2 7 . 5 mm ふるい下 2 1 . 0 mm ふるい上	中 (M)
2 1 . 0 mm ふるい下 1 6 . 5 mm ふるい上	小 (S)
1 6 . 5 mm ふるい下 1 2 . 0 mm ふるい上	特 小 (T)
1 2 . 0 mm ふるい下	極 小 (m)

別表 7 (第 4 条関係)
[略]

形状による区分	粒の大きさ (かさの直径)	粒の大きさを表す記号及びその略号
つばみ	2 2 mm 以上 3 0 mm 未満	大 (L)
	1 6 mm 以上 2 2 mm 未満	中 (M)
	1 0 mm 以上 1 6 mm 未満	小 (S)
	1 0 mm 未満	特 小 (T)
開き	3 0 mm 以上 5 0 mm 未満	大 (J)
	2 0 mm 以上 3 0 mm 未満	中 (E)
	2 0 mm 未満	小 (P)

別表 8 (第 4 条関係)
[略]

記号及び その略号	果 肉 の 大 き さ		
	大 (L)	中 (M)	小 (S)
容器による区分			
	3 0 個以下	3 1 個以上 4 5 個以下	4 6 個以上 6 0 個以下
	8 個以下	9 個以上 1 2 個以下	1 3 個以上 1 6 個以下
	3 個以下	4 個以上 6 個以下	7 個以上 9 個以下
	3 個以下	4 個以上 5 個以下	6 個以上 7 個以下
その他の缶型のもの及び瓶詰のもの	1, 0 0 0 g 当たり 1 5 個以下	1, 0 0 0 g 当たり 1 6 個以上 2 5 個以下	1, 0 0 0 g 当たり 2 6 個以上

別表 9 (第 4 条関係)

果 粒 の 大 き さ	果粒の大きさを表す記号及びその略号
1 0 0 g 当たり 2 0 個以下	大粒 (L)
1 0 0 g 当たり 2 1 個以上 3 5 個以下	中粒 (M)
1 0 0 g 当たり 3 6 個以上	小粒 (S)